

平成20年 2月 8日

滝沢村長 柳 村 典 秀 殿

滝沢村補助金等審議会
会長 齋 藤 俊 明

平成19年度実施補助金公募制度の審査について（最終答申）

本審議会は、平成19年6月26日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成19年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、政策報告補助金に関し、審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

平成 19 年度実施補助金公募制度の審査について

はじめに

本審議会は、平成 19 年 6 月 26 日付けで滝沢村長から諮問があった「平成 19 年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別の申請書に基づいて行った審査結果について平成 19 年 11 月 19 日付けで中間答申（以下「中間答申」という。）を行った。その後、村から報告された政策報告補助金について、本審議会において個別の報告書に基づいて審査を行ったものである。

今回の最終答申においては、政策報告補助金として報告された事業について全体としての総括的な講評を行い、次に個別の報告事業についての審査結果を答申するものである。続いて、最終答申という観点から、平成 19 年度実施の滝沢村公募補助金制度（以下「公募制度」という。）を振り返り、翌年度の改善に資すること、更には翌々年度に控えている継続の公募申請又は報告の年度を見据え、公募制度本来の目的や仕組み等について再認識・共通理解を深めることを目的として本審議会の意見を付し、最終答申とするものである。

1 政策報告補助金について（総括）

平成 17 年度に実施された公募制度の試行、並びに平成 18 年度に本格導入された公募制度の実施結果等を踏まえ、引き続き実施された平成 19 年度の公募制度は、平成 19 年 12 月 7 日に政策報告補助金についての報告が締め切れ、全 7 件の報告があった。その報告内容についての審査が本審議会に委ねられたものである。

審査については、個別に報告された事業の報告書に基づき、あらかじめ本審議会委員が個別に審査を行った後、本審議会において合議を平成 19 年 12 月 26 日に実施し、審査したものである。

審査を行った際に見受けられた事項で、今後改善を要する事項は以下のとおりである。

(1) 補助事業の効果の捉え方について

補助事業の効果の考え方及び測定方法については、依然、村側として一定の考え方が持たれていない。又、全般的に具体的効果や数値的指標の分析がなされておらず、事業内容と効果の連関について説明が不十分な傾向にあることから、村側としても効果や指標の分析はもとより、効果を測定できる情報の提示に努めていく必要がある。

(2) 個別申請補助金に該当すべき事業

次表の事業については、特定の分野において、特定の申請者が補助事業の利益を享受する内容となっており、公益性という観点からも私益的要素が強いと判断された事業であり、次回の申請からは政策報告補助金としてではなく、個別申請補助金として取り扱うことが妥当と判断するものである。

報告事業名	報告所管課名
農業生産管理用機械整備事業	農林課

2 政策報告補助金の審査結果について

政策報告補助金用の審査シート（以下「政策報告用審査シート」という。）については、平成 18 年度本格導入の公募制度の実施結果及び審査結果から問題点を洗い出し、かつ、課題を整理し、適正な評価に資することを目的に改善を図っており、その改善結果については、中間答申・別紙 2 において既に答申済みである。

以上の経緯を踏まえ、政策報告補助金の審査方法については、改善を図った政策報告用審査シートをもとに、本審議会委員が個別に評価を行った後、本審議会において合議し、調整を図ったものである。報告事業の評価点数については、委員評価の平均である。

本審議会では、報告事業と評価点数との関係について、平成 19 年 2 月 15 日付けの最終答申において、以下のとおり結論付けており、平成 19 年度以降もその考え方を踏襲するものである。

- (1) 政策報告補助金は、村の政策判断に伴い実施されていることから、本審議会においては採択とした上で、報告事業の公益性、村の総合計画との関連性、事業の目的及び内容とその効果について審査を行うものであること。
- (2) 50 点以上の報告事業については、補助事業としての公益性、効果等が認められる事業であること。
- (3) 50 点未満の報告事業については、補助事業による効果が限られた分野又は特定の者に偏る傾向があることから、補助事業の継続実施にあたっては留意されたいこと。

各政策報告補助金の審査内容については、別紙 1 の一覧による。

3 滝沢村の公募制度の在り方について

滝沢村の公募制度については、平成 17 年度の試行、平成 18 年度の本格導入を経て、平成 19 年度の継続実施に至っている。平成 18 年度実施の公募制度に公募申請又は報告を行い、村の採択等を受けた事業については、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、事業の実施が認められた補助制度となっており、平成 19 年度を基準として事業の継続年数が 3 年を超える場合には、再度公募制度への公募申請又は報告を行う必要がある。

翌々年度は継続の公募申請又は報告が行われる重要な年度となっていることから、採択期間の最終年度にあたる翌年度においては、継続的な事業の実施を申請又は報告している補助事業の公益性や効果等について徹底した比較や再検証を行った上で、事業内容の改善に資するよう村側として積極的な指導又は助言に努めていく必要がある。ひいては、補助事業者を自立へ導くよう努めていくことが村の重大な責務となってくる。

翌々年度の審査においては、事業内容の改善又は見直し経過はもとより、事業効果の把握内容とその推移状況、更には補助事業者の自立の視点が審査の対象となってくることに十分留意の上、補助事業の実施にあたられたい。